

介護給付費算定（加算）の届出の時期及び提出書類一覧（地域密着型サービス）

（１）届出の趣旨

介護保険制度では、人員配置やサービス提供の様態等の体制内容により、算定される報酬額が異なる場合があることから、当該体制状況や各種加算等の算定要件等を確認するため、「介護給付費算定に係る体制等届出書」により、下記事項について届出を求めています。

については、「新たに介護保険事業者の指定を受ける場合」又は「指定を受けた後、体制等に変更が生じ、新たに加算等を算定する（又は算定しない）こととなった場合」は、体制等の届出を行ってください。

（２）届出の時期と算定開始時期について

サービス種別	届出の時期	算定開始月
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	毎月 15 日以前に届出	翌月から算定
	毎月 16 日以降に届出	翌々月から算定
・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	届出が受理された日の翌月から算定 (月の初日の場合はその月から算定)	
※事業所の体制等が加算等の基準に該当しなくなった（該当しなくなる ことが明らかになった）時は、すみやかに届け出てください。		基準に該当しなくなった日から加算等の算定 は行えません。

（３）提出書類

- ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1 - 3）
- ③添付書類（加算の種類によって異なります。よくある加算の添付書類は下記のとおりです。）

※ この度、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 41 号）」に基づき、添付書類の見直しを行いました。各種加算の添付資料については、下表を御確認ください。

※ 届出時の添付書類として求めている各種加算の要件について、実地指導等で確認していくこととなりますので、求めがあった際はいつでも説明や拳証資料を提出できるよう、必ず体制を整えた上で算定してください。

【全事業共通】

加算項目	添付書類	備 考
介護職員処遇改善加算（変更の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・（別紙様式 5）介護職員処遇改善加算変更届出書 ・（別紙様式 2）介護職員処遇改善計画書 ・（別紙様式 2 添付書類 1）事業所一覧表 ・（別紙様式 2 添付書類 2）都道府県内一覧表 ・（別紙様式 2 添付書類 3）都道府県状況一覧表 	<ul style="list-style-type: none"> ・単独事業所で改善計画を作成した場合は（別紙様式 2 添付書類 1、添付書類 2、添付書類 3）は不要。 ・複数事業所で一体的に改善計画を作成した場合は必要に応じて（別紙様式 2 添付書類 1、添付書類 2、添付書類 3）を提出。
介護職員等特定処遇改善加算	別途「市通知」を参照	

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

加算項目	添付書類	備 考
中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	特になし	一月当たりの実利用者数が 5 人以下であること。
緊急時訪問看護加算 特別管理体制 ターミナルケア加算	（別紙 1）緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書	
総合マネジメント体制強化加算	特になし	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ・ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	<ul style="list-style-type: none"> ・（別紙 7-1）サービス提供体制強化加算に係る届出書 ・勤務体制一覧表（前 3 月又は前年度分の実績。加算要件を満たしていることがわかるように記載すること） 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の割合の算出は、常勤換算方法により算出した前年度（3 月を除く）の平均値を用いる。 （新規事業所は届出の月の前 3 か月の平均値を用いる。また、届出の翌月以降も直近 3 か月間の職員の割合を維持し、その割合を記録すること。） ・算定できるのはいずれか一つ。 ・加算（Ⅲ）の条件である勤続 3 年以上は同一法人での勤続年数であること。

【夜間対応型訪問介護】

加算項目	添付書類	備 考
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ・ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）イ・ロ	<ul style="list-style-type: none"> ・（別紙 7-2）サービス提供体制強化加算に係る届出書 ・勤務体制一覧表（前 3 月又は前年度分の実績。加算要件を満たしていることがわかるように記載すること） 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間対応型訪問介護（Ⅰ）を算定していること。 ・夜間対応型訪問介護（Ⅱ）を算定していること。

【地域密着型通所介護】

加算項目	添付書類	備 考
時間延長サービス体制	特になし	運営規程が変更になる場合は、指定事項変更届として併せて提出すること。
共生型サービスの提供	特になし	
生活相談員配置等加算	勤務体制一覧表(加算算定から4週間のもの。職種を記載すること)	本加算は、 <u>共生型</u> 地域密着型通所介護において、生活相談員を配置し地域に貢献する活動を行っている場合に算定できる。
入浴介助体制	浴室部分の状況が分かる平面図(新規指定時の加算体制は「なし」であったが、「あり」に変更する場合)	新規指定時に「あり」としている場合は、その後の届出において平面図の添付は不要
中重度者ケア体制加算	勤務体制一覧表(加算算定から4週間のもの。職種や研修修了者であることがわかるように記載すること)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴月ごとに、人員基準における看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 ・ 新規事業所は届出の月の前3か月の割合を用いる。また、届出の翌月以降も直近3か月間の利用者の割合を維持し、その割合を記録すること。 ・ 同時に算定することも可能。
認知症加算		
生活機能向上連携加算	特になし	
個別機能訓練体制Ⅰ 個別機能訓練体制Ⅱ	勤務体制一覧表(加算算定から4週間のもの。職種を記載すること)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で利用者の生活状況を確認し</u>、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施すること。その後3月に1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、評価を含めた個別機能訓練の計画や進捗状況等を説明し記録するとともに訓練内容等の見直しを行うこと。 ・ Ⅱについては、特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要があること。

ADL維持等加算 (申出)の有無	ADL維持等加算については、事前の「申出あり」の事業所に関して判定を行い、「適」の場合に翌年度算定可とするものであるが、平成30年度については、「(別紙9)ADL維持等加算に係る届出書」の提出をもって、要件を満たす場合に算定可となる。	
	【平成30年4月1日から算定予定の場合】 体制等状況一覧表の「(申出)の有無」の「2あり」、「ADL維持等加算」の「2あり」に○を付け、(別紙9)ADL維持等加算に係る届出書とともに提出。	
ADL維持等加算	【平成31年4月1日から算定予定の場合】 体制等状況一覧表の「(申出)の有無」の「2あり」、「ADL維持等加算」の「1なし」に○を付け提出(別紙9は不要)。平成31年3月15日期限の届出に際しては、体制等状況一覧表の「ADL維持等加算」の「2あり」に○を付け、別紙9とともに提出。	
	【平成32年3月31日まで算定の予定がない場合】 体制等状況一覧表の「(申出)の有無」の「1なし」、「ADL維持等加算」の「1なし」に○を付け提出(別紙9は不要)。	
若年性認知症利用者 受入加算	特になし	
栄養改善体制	勤務体制一覧表(加算算定から4週間のもの。職種を記載すること)	
口腔機能向上体制	勤務体制一覧表(加算算定から4週間のもの。職種を記載すること)	
個別送迎体制強化加算	特になし	療養通所介護の場合
入浴体制強化加算	浴室部分の状況が分かる平面図(新規指定の加算体制は「なし」であったが、「あり」に変更する場合)	療養通所介護の場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ・ロ	・(別紙7-3)サービス提供体制強化加算に係る届出書	・職員の割合の算出は、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均値を用いる。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	・勤務体制一覧表(前3月又は前年度分の実績。加算要件を満たしていることがわかるように記載すること)	(新規事業所は届出の月の前3か月の平均値を用いる。また、届出の翌月以降も直近3か月間の職員の割合を維持し、その割合を記録すること。)
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		・算定できるのはいずれか一つ。 ・加算(Ⅱ)の条件である勤続3年以上は同一法人での勤続年数であること。 ・加算(Ⅲ)は、療養通所介護の場合

【認知症対応型通所介護】

加算項目	添付書類	備 考
時間延長サービス体制	特になし	運営規程が変更になる場合は、指定事項変更届として併せて提出すること。
入浴介助体制	浴室部分の状況が分かる平面図(新規指定時の加算体制は「なし」であったが、「あり」に変更する場合)	新規指定時に「あり」としている場合は、その後の届出において平面図の添付は不要
生活機能向上連携加算	特になし	
個別機能訓練体制	勤務体制一覧表(加算算定から4週間のもの)、資格証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置。 ・特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要があること。
若年性認知症利用者受入加算	特になし	
栄養改善体制	勤務体制一覧表(加算算定から4週間のもの。職種を記載すること)	
口腔機能向上体制	勤務体制一覧表(加算算定から4週間のもの。職種を記載すること)	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ・ロ	<ul style="list-style-type: none"> ・(別紙7-3)サービス提供体制強化加算に係る届出書 ・勤務体制一覧表(前3月又は前年度分の実績。加算要件を満たしていることがわかるように記載すること) 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の割合の算出は、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均値を用いる。 (新規事業所は届出の月の前3か月の平均値を用いる。また、届出の翌月以降も直近3か月間の職員の割合を維持し、その割合を記録すること。) ・算定できるのはいずれか一つ。 ・加算(Ⅱ)の条件である勤続3年以上は同一法人での勤続年数であること。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		

【小規模多機能型居宅介護】

加算項目	添付書類	備 考
若年性認知症利用者受入加算	特になし	
看護職員配置加算（Ⅰ）	勤務体制一覧表（加算開始から4週間のもの。職種を記載すること）	<ul style="list-style-type: none"> ・算定できるのはいずれか一つ。 ・介護予防サービスでは算定不可。 ・加算（Ⅰ）：常勤の看護師を1名以上配置。 ・加算（Ⅱ）：常勤の准看護師を1名以上配置。 ・加算（Ⅲ）：看護職員を常勤換算方法で1名以上配置。
看護職員配置加算（Ⅱ）		
看護職員配置加算（Ⅲ）		
看取り連携体制加算	特になし	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員配置加算（Ⅰ）を算定していること。
訪問体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務体制一覧表（加算開始から4週間のもの。訪問サービスの提供にあたる常勤の従業者がわかるように記載すること） 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サービスでは算定不可。
総合マネジメント体制強化加算	特になし	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ・ロ	<ul style="list-style-type: none"> ・（別紙7-4）サービス提供体制強化加算に係る届出書 ・勤務体制一覧表（前3月又は前年度分の実績。加算要件を満たしていることがわかるように記載すること） 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の割合の算出は、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均値を用いる。 （新規事業所は届出の月の前3か月の平均値を用いる。また、届出の翌月以降も直近3か月間の職員の割合を維持し、その割合を記録すること。） ・算定できるのはいずれか一つ。 ・加算（Ⅲ）の条件である勤続3年以上は同一法人での勤続年数であること。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		

【認知症対応型共同生活介護】

加算項目	添付書類	備 考
身体拘束廃止取組の有無	特になし	
夜間支援体制加算	・勤務体制一覧表（加算開始から4週間のもの。夜間及び深夜の時間帯を明記すること）	
若年性認知症利用者受入加算	特になし	
利用者入院期間中の体制	特になし	
看取り介護加算	特になし	
医療連携体制加算	・勤務体制一覧表（加算開始から4週間のもの。職種を記載すること（看護師、准看護師の違いがわかるように））	<p>加算（Ⅰ）：看護師を1名以上確保していること</p> <p>加算（Ⅱ）：事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置していること。当該看護職員が准看護師の場合、病院や訪問看護ステーションの看護師との連携体制を確保すること</p> <p>加算（Ⅲ）：事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置していること</p>
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	・勤務体制一覧表（加算開始から4週間のもの。研修修了者であることがわかるように記載すること）	<ul style="list-style-type: none"> ・算定できるのはいずれか一方。 ・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者1人1日当たりにつき加算。 ・利用者の自立度は届出日の属する月の前3か月の各月末時点の利用者数の平均で算出します。届出を行った月以降も毎月において、直近3か月間の割合が所定の割合以上である必要がありますので、対象者の割合については毎月記録し、前3か月の状況を管理してください。
認知症専門ケア加算（Ⅱ）		
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ・ロ	<ul style="list-style-type: none"> ・（別紙7-5）サービス提供体制強化加算に係る届出書 ・勤務体制一覧表（前3月又は前年度分の実績。加算要件を満たしていることがわかるように記載すること） 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の割合の算出は、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均値を用いる。（新規事業所は届出の月の前3か月の平均値を用いる。また、届出の翌月以降も直近3か月間の職員の割合を維持し、その割合を記録すること。） ・算定できるのはいずれか一つ。 ・加算（Ⅲ）の条件である勤続3年以上は同一法人での勤続年数であること。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

加算項目	添付書類	備 考
身体拘束廃止取組の有無	特になし	
入居継続支援加算	・(別紙 10) 入居継続支援加算に関する届出	・介護福祉士の員数の算出については、届出日の属する月の前3月間における員数の平均を、常勤換算方法を用いて算出した値が、必要な人員を満たすこと。
生活機能向上連携加算	特になし	
個別機能訓練体制	・勤務体制一覧表（加算開始から4週間のもの。職種を記載すること）	・機能訓練指導員は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（看護師又は准看護師）、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、一定の業務経験を有するはり師、きゅう師
夜間看護体制加算	・(別紙 3) 夜間看護体制に係る届出書 ・看護師免許の写し ・夜間における連絡・対応体制（オンコール体制）に関する取り決め（指針やマニュアル等） ・重度化した場合における対応に係る指針 ・医療機関や訪問看護ステーションと連携している場合はその協定書、契約書又は覚書などの写し ・勤務体制一覧表（加算開始から4週間のもの。職種を記載すること）	
若年性認知症利用者受入加算	特になし	
看取り介護加算	特になし	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	・勤務体制一覧表（加算開始から4週間のもの。研修修了者であることがわかるように記載すること）	・算定できるのはいずれか一方。 ・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者1人1日当たりにつき加算。 ・利用者の自立度は届出日の属する月の前3か月の各月末時点の利用者数の平均で算出します。届出を行った月以降も毎月において、直近3か月間の割合が所定の割合以上である必要がありますので、対象者の割合については毎月記録し、前3か月の状況を管理してください。
認知症専門ケア加算（Ⅱ）		

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ・ロ	<ul style="list-style-type: none"> ・（別紙7-6）サービス提供体制強化加算に係る届出書 ・勤務体制一覧表（前3月又は前年度分の実績。加算要件を満たしていることがわかるように記載すること） 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の割合の算出は、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均値を用いる。 （新規事業所は届出の月の前3か月の平均値を用いる。また、届出の翌月以降も直近3か月間の職員の割合を維持し、その割合を記録すること。） ・算定できるのはいずれか一つ。 ・加算（Ⅲ）の条件である勤続3年以上は同一法人での勤続年数であること。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

加算項目	添付書類	備考
ユニットケア体制	特になし	
准ユニットケア体制		
身体的拘束廃止取組の有無		
在宅・入所相互利用体制		
日常生活支援加算	<ul style="list-style-type: none"> ・（別紙8）日常生活継続支援加算に係る届出書 ・勤務体制一覧表（前3月の実績。加算要件を満たしていることがわかるように記載すること） 	
看護体制加算（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> ・（別紙4）看護体制加算に係る届出書 ・看護師免許の写し ・勤務体制一覧表（加算開始から4週間のもの） 	・（Ⅱ）イと同時に算定することも可能。
看護体制加算（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> ・（別紙4）看護体制加算に係る届出書 ・看護師又は准看護師の免許の写し ・夜間における連絡・対応体制（オンコール体制）に関する取り決め（指針やマニュアル等） ・医療機関や訪問看護ステーションと連携している場合はその協定書、契約書又は覚書などの写し ・勤務体制一覧表（加算開始から4週間のもの） 	・（Ⅰ）イと同時に算定することも可能。
夜勤職員配置加算	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務体制一覧表（加算開始から4週間のもの。夜間及び深夜の時間帯を明記すること） 	
介護ロボットの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・（別紙12）介護ロボットの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書 	
生活機能向上連携加算	特になし	
個別機能訓練加算	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務体制一覧表（加算開始から4週間のもの。職種を記載すること） 	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（看護師又は准看護

		師)、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師一定の業務経験を有するはり師、きゅう師
若年性認知症利用者受入加算	特になし	
常勤専従医師配置	・勤務体制一覧表（加算開始から4週間のもの。職種を記載すること）	
精神科医師定期的療養指導	・勤務体制一覧表（加算開始から4週間のもの。職種を記載すること）	
障害者生活支援体制	・障害者生活支援員の経歴書 ・勤務体制一覧表（加算開始から4週間のもの。職種を記載すること）	
栄養マネジメント体制	・（別紙6）栄養マネジメントに関する届出書 ・勤務体制一覧表（加算開始から4週間のもの。職種を記載すること）	
療養食加算	特になし	
配置医師緊急時対応加算	・（別紙11）配置医師緊急時対応加算に係る届出書	
看取り介護加算	・（別紙5）看取り介護体制に係る届出書 ・看取りに関する指針、及び職員研修実施計画表 ・家族への説明、同意書の書式 ・看護師免許の写し ・夜間における連絡・対応体制（オンコール体制）に関する取り決め（指針やマニュアル等） ・医療機関や訪問看護ステーションと連携している場合はその協定書、契約書又は覚書などの写し ・勤務体制一覧表（加算開始から4週間のもの）	
小規模拠点集合体制	特になし	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	・勤務体制一覧表（加算開始から4週間のもの。研修修了者であることがわかるように記載すること）	・算定できるのはいずれか一方。 ・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者1人1日当たりにつき加算。 ・利用者の自立度は届出日の属する月の前3か月の各月末時点の利用者数の平均で算出します。届出を行った月以降も毎月において、直近3か月間の割合が所定の割合以上である必要がありますので、対象者の割合については毎月記録し、前3か月の状況を管理してください。
認知症専門ケア加算（Ⅱ）		
褥瘡マネジメント加算	・（別紙13）褥瘡マネジメントに関する届出書	

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ・ロ	<ul style="list-style-type: none"> ・（別紙7-5）サービス提供体制強化加算に係る届出書 ・勤務体制一覧表（前3月又は前年度分の実績。加算要件を満たしていることがわかるように記載すること） 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活継続支援加算を同時に算定できない。 ・職員の割合の算出は、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均値を用いる。 （新規事業所は届出の月の前3か月の平均値を用いる。また、届出の翌月以降も直近3か月間の職員の割合を維持し、その割合を記録すること。） ・勤続年数3年以上の職員とは生活相談員、介護職員、看護職員（看護師又は准看護師）又は機能訓練指導員として勤務するもの
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		

【看護小規模多機能型居宅介護】

加算項目	添付書類	備考
訪問看護体制減算	・（別紙2）看護体制及びサテライト体制に係る届出書	
サテライト体制	・（別紙2）看護体制及びサテライト体制に係る届出書	
若年性認知症利用者受入加算	特になし	
緊急時訪問看護加算 特別管理加算 ターミナルケア加算	・（別紙1）緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書	
看護体制強化加算	・（別紙2）看護体制及びサテライト体制に係る届出書	
訪問体制強化加算	・勤務体制一覧表（加算開始から4週間のもの。訪問サービスの提供にあたる常勤の従業者がわかるように記載すること）	
総合マネジメント体制強化加算	・特になし	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ・ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	<ul style="list-style-type: none"> ・（別紙7-4）サービス提供体制強化加算に係る届出書 ・勤務体制一覧表（前3月又は前年度分の実績。加算要件を満たしていることがわかるように記載すること） 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の割合の算出は、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均値を用いる。 （新規事業所は届出の月の前3か月の平均値を用いる。また、届出の翌月以降も直近3か月間の職員の割合を維持し、その割合を記録すること。） ・算定できるのはいずれか一つ。 ・加算（Ⅲ）の条件である勤続3年以上は同一法人での勤続年数であること。

